

令和6年度 第3回 湖西市子ども・子育て会議 会議録

1 と き 令和6年11月13日(水) 午後2時00分～午後3時50分

2 ところ 湖西市役所3階 委員会室

3 出席者 委員(氏名五十音順)

会長	常葉大学 健康プロデュース学部	柴田俊一
副会長	湖西市保育士会	杉江玲子
	公募委員	石田祐子
	湖西市公立幼稚園PTA連絡協議会	上野雄一
	湖西市シルバー人材センター	大田広美
	トヨタバッテリー株式会社	河合梓
	公募委員	榊原朝子
	公募委員	柴田陽加
	湖西地区労働者福祉協議会	田中雅也
	湖西市校長会	藤井千帆

事務局

こども未来部	部長	鈴木祥浩
こども未来部 こども政策課	課長	長田裕二
	課長代理	尾崎威志
	主査	小笠原茜
こども未来部 こども未来課	課長	野原千鶴
	課長代理	岡部亜紀
	係長	市川由起子
	係長	山下貴子
	係長	岡本桂子
教育委員会 教育総務課	課長	戸田昌宏
	主任	味岡晴香
教育委員会 幼児教育課	課長	岡部考伸
	係長	古畑孝祐

4 開 会

(事務局 長田)

定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第3湖西市子ども・子育て会議を開会いたします。

会議の開会にあたりまして、こども未来部長の鈴木からご挨拶申し上げます。

(こども未来部 鈴木部長より開会のあいさつ)

(事務局 長田)

まず、本日使用する会議資料をご説明いたします。

事前質疑に関する質疑内容と回答が記載されたA4横の4ページにわたる資料が1枚。A4横の事前配布資料との変更点(素案)で、3ページにわたる資料が2枚。こちらは皆様に事前送付いたしました資料の追加修正で、素案に関して修正前と修正後が一覧でまとめられております。

A4横の資料で事前配布資料との変更点(目標)と書かれたものが1枚。こちらはA4横の事前送付させていただいた資料と本日使用する資料の変更点等を一覧で記載したものでございます。

封筒の中に「湖西市子ども計画素案」と「湖西市子ども計画取組目標一覧」が入っておりますが、こちらは先ほど申し上げた修正点を反映させた資料でございます。

本日は事前に送付させていただいた資料と差し替え、封筒に入っていた素案と取組目標一覧を使ってご説明いたします。

あとは事前送付いたしました資料としてA4の「次第」で裏面が委員名簿となっているものが1枚、A4が1枚でございます。こちらの資料はそのまま使用いたします。

傍聴の皆様には差し替え後の資料を配布しておりますので、修正・変更等の一覧表は配布しておりません。「次第」「こども会議事前質疑」「計画の素案」「取組目標一覧」「ヒーローズこさいこども園の利用定員の設定について」が一式となったものを配布しております。

過不足はございませんか。それでは会議を進めさせていただきます。

(マイクの操作説明)

本日の会議は、湖西市子ども・子育て会議運営要領第4条に基づき、公開させていただいております。本日傍聴される方は傍聴受付でご確認いただいた会議運営要領第5条に基づく注意事項を守って傍聴いただきますようご協力をお願いいたします。

続きまして本日の会議の成立についてご報告いたします。本日は全委員10名のうち、全員10名の出席をいただきましたので過半数の出席を得ております。本会議条例第5

条第2項により会議が成立していることをご報告いたします。

続いて次第をご覧ください。本日の会議の目的と目標について先にお伝えいたします。

議題（1）の「湖西市子ども計画における子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の見込み量について」では、令和7年度以降の教育・保育の見込み量に関する議論をしていただき、議論をしていただいた令和7年度以降の教育・保育の見込み量についての承認をいただくものでございます。

議題（2）の「湖西市子ども計画の素案」につきましては、素案に対して事前にいただいたご質問・ご意見、またご説明した内容に対するご質問・ご意見への回答をさせていただき、素案の承認をいただきたいと考えております。

議題（3）「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」では、特定教育・保育施設の利用定員の設定についてのご意見をいただくものでございます。

それではここから会議の進行を柴田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（柴田会長）

議事の進行に先立ちまして、前回会議は体調不良で欠席し、申し訳ございませんでした。進行を副会長の杉江委員にお願いいたしました。ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議題を進めてまいります。

議題（1）「湖西市子ども計画における子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の見込み量について」です。

まず基本的な考え方等について所管である子ども政策課からご説明をお願いします。

（事務局 子ども政策課）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の見込み量については、子ども計画の第5章の96ページから掲載しております。こちらは前回会議の議題として予定しておりましたが、今回の会議へ延期となったため、議題順を最初にいたしました。先に子ども計画の全体の構成をご説明したのち第5章について詳しくご説明いたします。

それでは尾崎より全体の構成についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

（事務局 子ども政策課）

資料は、子ども計画素案の目次をご覧ください。湖西市子ども計画は令和5年4月に制定された子ども基本法と、令和5年12月に子ども家庭庁が発出した子ども大綱に基づいて策定するものでございます。湖西市では特に子ども大綱の中にある子ども施策に関する重要事項の内容に即した構成となっております。

第1章ではそのような背景や国の動向、計画期間や法で求められている意見聴取について触れております。

第2章では統計データに基づく市の現状や、令和6年2月以降に実施してまいりました各種アンケート、ヒアリング調査等意見聴取の結果を掲載しております。

第3章では国の動向や市の現状を踏まえて設定する基本理念と市のあるべき姿・ビジョンを掲げ、その実現のために実施する施策の体系をこども大綱に即して示しております。

第4章ではその施策を細分化した事業ごとに市が実施している取組を網羅的に掲載しております。国が設定している「こども真ん中社会」の実現に向けた数値目標と、同じ項目について設定した湖西市の数値目標を示しております。

第5章はこの子ども・子育て会議の主たる目的である子ども・子育て支援法に基づく湖西市子ども・子育て支援事業計画の第3期の内容として教育・保育事業量の見込みと各確保の方策についてお示ししております。

第6章には、計画の推進体制とPDCAサイクルを回す進行管理の仕方をお示ししております。

湖西市こども計画は以上の全6章で構成する計画でございます。全体説明は以上でございます。

(事務局 こども政策課)

5章について説明いたします。こども計画素案の97ページをご覧ください。子ども・子育て支援法第61条では、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。それがこちらの5章でございます。

国の方針では、この計画に子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況と潜在的な利用希望を勘案し、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、それに対する提供体制の確保の内容及び実施時期等を盛り込むこととされています。

(1)の教育・保育提供区域の設定ですが、教育・保育提供区域とは、市町村内で子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する際に基礎となる区域のことを指します。湖西市では、市全体を1区域として設定いたします。

(2)のこどもの人口の推計ですが、量の見込みの算定の基礎となる令和7年度から11年度までの人口推計は、令和2年度から6年度の住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出しております。このコーホート変化率法について簡単にご説明いたします。まずコーホートとは同じ期間に生まれた人々の集団を指します。そのためコーホート変化率法とは、この各コーホートについて過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法でございます。その方法によって算出した今後のこどもの人口の推計がこの表でございます。令和7年度の0歳児は現在294としておりますが、この計画では記載内容を変更する可能性がございます。これについてご説明いたします。

こどもの人口推計は年度ごとの人口データを基にしております。ただ最新データである

今年の10月末のデータによると今年度は1年前と比較して出生数が約50人減少する見込みでございます。それに伴って令和7年度以降の0歳の人口推計を変更する可能性がございます。そのためこの後各課から具体的にご説明する各事業の見込み量は減る可能性がございます。ただ確保量はそのままを予定しております。変更した数値はパブリックコメント前に決定し、ほかの資料と合わせて委員の方々にご通知いたします。変更しない場合もその旨をお伝えいたします。

基本的な考えについては以上でございます。

(柴田会長)

ありがとうございました。それでは続いて、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について所管である幼児教育課からご説明をお願いします。

(事務局 幼児教育課)

資料の98ページをご覧ください。2 教育・保育の量の見込みの(1)保育の必要性の認定の表がございます。1号認定は保育の必要性のない3歳以上のこどもが対象となり、幼稚園および認定こども園の教育部分が利用できます。2号認定は保育の必要性がある3歳以上のこどもで、保育所および認定こども園の保育部分の利用や、幼稚園や認定こども園の教育部分を一時預かりで利用する場合を想定しております。3号認定は3歳未満で保育の必要性があるこどもで、保育所および認定こども園の保育部分、小規模保育事業所に代表される地域型保育事業が利用できます。

続いて99ページをご覧ください。(2)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保についての表がございます。①の量の見込みとはニーズ量で、利用者と利用申請者の総数でございます。こどもの人口の推計では、減少傾向となっておりますが、保育ニーズは増加傾向にあり、その見込みを反映しております。1号認定では幼稚園および認定こども園の教育部分を利用するこどもの数、2号・3号認定では、保育所および認定こども園の、保育部分に入りたいこどもの数でございます。②確保量は、市内の各施設の定員数の総計でございます。計画では、1号認定は申し込み率を毎年1%程度低下するもの、反対に2号認定では申し込み率を毎年1%程度増加するものと見込んでおります。3号認定では申し込み率の伸びを毎年0.5%程度増加するものと見込んでおりますが、人口の減少見込みとかけ合わせると、保育の利用ニーズは微減からほぼ横ばいとなっております。この表をわかりやすく説明するためコラムを作成いたしました。

続いて100ページをご覧ください。入所待ち児童の解消に向けて3号認定の0、1、2歳児に焦点を当てております。量の見込みから確保量を差し引いた現状維持の入所待ち児童をみると、何も対策をしない場合には100人を超える見込みとなっております。前のページやこの表でも計画では「定員」をベースに数値を計上しておりますが、実際には「定員の弾力運用」によって、令和5年度末には61人分の定員を超えた受け入れ実績があり、園

で保育を受けております。計画では、希望するすべてのこどもが保育を受けられるように2つの対策を実施いたします。

1点目は公立園の定員拡充でございます。公立こども園岡崎幼稚園と新居幼稚園におきまして、現場の保育教諭の増員を図りながら配置状況、また面積基準の範囲内にておいて順次受け入れ枠を増やしてまいります。2点目は民間保育園の新設でございます。運営事業者を令和7年度の早期に一般公募し、令和10年の4月には100人から130人規模で開園できるように進めてまいります。なおこれらの対策の実現までには不足が見込まれるため、引き続き弾力運用の推進や緊急一時預かりの実施でニーズの不足に柔軟に対応してまいります。

(柴田会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について、何かご意見・ご質問等はございますか。よろしいですか。

では次に参ります。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保についてです。こちらは事業の所管が分かれています。本日は担当部署ごとに出席を求めていますので、教育総務課、幼児教育課、こども未来課の順にそれぞれのご説明をお願いいたします。なお質疑はすべての説明の後にまとめて時間をとりますので、発言はその際をお願いいたします。また本日の会議に先立ち、こども未来課に事前質問をいただいておりますので、こども未来課は回答と併せて説明をお願いいたします。まずは教育総務課からお願いいたします。

(事務局 教育総務課)

放課後児童クラブの見込み量と提供体制の確保についてご説明いたします。資料は101ページでございます。ご覧ください。

放課後児童クラブの事業内容は記載の通りでございます。保護者が昼間家庭にいない児童に対して、遊びや生活の場を与えて自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全育成に寄与する事業でございます。

量の見込み及び確保量についてご説明いたします。表をご覧ください。

①の量の見込みはニーズ量でございます。学年ごとの合計を令和7年度から11年度までの5か年分を出しております。算出に当たりまして、まずは1～3年生である低学年の見込み量については過去5年間の児童クラブの申込者のうち、低学年全体で1年生の占める割合の平均値を出します。次に計画策定にあたって実施したアンケート調査の結果において、低学年の児童クラブ利用見込み量の数値が出ておりますので、これにかけ合わせて1年生の見込み量をつかんでおきます。令和7年度は表のように254という数字でございます。この1年生が、毎年進級をするたびに申し込みがだんだん減っていくという割合がございますので、その割合によって2、3年生の見込み量を算出しております。4～6年生であ

る高学年の見込み量は、推計人口にアンケート調査結果での潜在的なニーズの割合をかけて算出しております。この要領で学年ごと、年度ごとに量を見込みました。

②の確保量は、現在湖西市内には16単位の放課後児童クラブがあり、総定員数は629人でございます。その定員の1割程度は運用の中で対処しており、定員以外に1割程度の児童が利用できるようになっております。例えば定員40人のクラブがあるといたします。定員40人というのはスタッフである支援員や補助員の方が面倒を見る1日あたりの概ねの児童数でございます。放課後児童クラブの施設基準では、児童1人あたりの面積基準を1.65㎡としております。現状ではどのクラブの定員×1.65㎡以上の建物面積を有しておりますことから、基準の範囲内において弾力的に運用しております。定員に加えて今ご説明した施設基準の範囲内で弾力運用可能な人数も含めた合計を利用登録者としております。併せて令和7年度には長期休暇の対応に特化した定員39人のクラブを設置する予定でございます。以上のことから現在の総定員数629人と弾力運用で創出される66人、新規開設長期休暇クラブの定員39人を足した734人を令和7年度の確保量としております。

令和7年度から令和9年度の確保量は734人のまま推移し、その間に調整を行ったのち令和10年度に新たに長期休暇受入定員40人を増加させて令和10年度、11年度の確保量を774人と見込んでおります。

102ページをご覧ください。ただいまの説明をコラムとして記載しております。中段以降に記載した対策1～3は今ご説明した3つの対策でございますが、この3つの対策を講じることで待機児童の状況は表の下の通りになります。令和7年度の88人が令和10年度には解消されると見込んでおります。説明は以上でございます。

(柴田会長)

ありがとうございました。続きまして幼児教育課からお願いいたします。

(事務局 幼児教育課)

幼児教育課に関連する事項をご説明いたします。

103ページの上段をご覧ください。②乳児等通園支援事業(仮称:こども誰でも通園制度)は、現在国が制度設計の調整等をしているところでございます。そのため湖西市でも令和8年度から国の制度が本格実施されることに合わせて事業開始する計画でございます。保育施設に入所していない0歳6か月から2歳の未就園児を対象として1日あたりの利用人数を見込んでおり、ここでの量の見込みは「必要定員数」ととらえております。

続きまして103ページの下段と104ページをご覧ください。③時間外保育(延長保育)事業と④一時預かり事業(幼稚園型)、⑤一時預かり(幼稚園型を除く)は、こどもの人口の推計が減少傾向にあることに伴い、量の見込みも減少を見込んでおります。

続けて105ページの下段をご覧ください。⑦病児保育事業は、現在市内での実施はございません。しかし先ほどご説明した通り、新設する民間保育園に併設する形で令和10年度

に事業が実施できるよう計画してまいります。

続いて111ページ上段をご覧ください。⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業は、対象者を少数と見込んでおりますが、法令に基づいて給付を検討してまいります。以上でございます。

(柴田会長)

ありがとうございました。続きましてこども未来課からお願いいたします。

(事務局 こども未来課)

こども未来課に関連する事項をご説明いたします。

まず104ページをご覧ください。⑤のうちファミリー・サポート・センター事業（未就学児）と、隣のページの⑥ファミリー・サポート・センター事業（就学児）でございます。保護者が家庭でお子さんを保育することが難しい状況の時に一時的に預かる「一時預かり事業」がございしますが、ファミリー・サポート・センター事業は会員になった方同士で預かる事業でございます。量の見込みは、近年の傾向を踏まえるために令和4年から5年の平均値から算出し、未就学児は261人、就学児は525人と算定いたしました。依頼されたサポートは概ね受けられると考え、見込み量と確保量は同数としております。

続きまして⑦のファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）についてご説明いたします。本市のファミリー・サポート・センター事業における病児の預かりについては、病気後主治医から「預けても大丈夫」と言われたお子さんで、なおかつ受託会員が了承してくれたケースのみを実施可能としております。この事業は会員間の信頼関係によって成り立っている相互援助活動であり、病児のように預かるリスクが高く、緊急に依頼があることにより受託会員の了承が得られにくいこと、また協力医療機関との体制の構築が難しいことなどから、お預かりできない状況が多いと考え、確保量は0としております。

続きまして106ページの⑧ショートステイ事業（子育て短期支援事業）についてご説明いたします。こちらは保護者が疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合等に宿泊を伴う事業でございます。現在、本市にはショートステイ用の施設はなく他市の施設へ委託しておりますが、今のところニーズ量に応じた確保ができると考えております。今後、利用者の増加が見込まれる場合には里親委託等も検討してまいります。

そして⑨地域子育て支援拠点事業についてご説明いたします。こちらは子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する事業でございます。令和5年度までは新居の子育て支援センター「のびりん」の1か所でしたが、令和7年1月に新所子育て支援センター「にこりん」がオープンし、令和7年4月からは西部地区に民間保育園で子育て支援センターを委託してオープンいたします。量の見込みは、「のびりん」の利用者実績と「おぼと」の遊びの広場の利用者実績から、2歳以下の人口推計値に乗じて算出しております。拠点が3カ所に増

えることで利便性は増しますが、利用者数自体は今までの利用者分から分散することを基本的な考えとしました。見込み数分の確保はできると考えております。

続きまして⑩利用者支援事業についてご説明いたします。こちらは資料に示されているように3つの型に分けられます。基本型は、地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別ニーズに基づいて情報の収集や提供、子育て支援事業や保育園等の利用にあたっての助言・支援を行うものでございます。現在は新居子育て支援センターに利用者支援員を配置し、相談業務を行っており、今後も引き続き継続する予定でございます。

特定型は、主として市の窓口で子育て家庭等の相談に応じる、地域の保育サービスに関する情報提供や利用支援等を行う等「保育コンシェルジュ」と呼ばれる専門の職員を配置するものでございます。しかし本市では次にご説明するこども家庭センター型として、令和7年度から「おぼと」内に設置予定のため、特定型としての設置の計画はございません。

こども家庭センター型は、従来の母子保健機能及び児童福祉機能が一体的な運営をすることにより、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に関して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応することを目的として設置するものでございます。本市の母子保健機能及び児童福祉機能は従来こども未来課内に設置されており、日ごろから連携体制をとっておりました。令和7年度からは新たに両機能をつなぐ統括支援員を配置することで、より強固な連携体制を築くことができると考えております。

続きまして⑪乳児家庭全戸訪問事業についてご説明いたします。この事業は生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業でございます。本市では基本的に生後2か月ごろまでを目安に実施しており、出生数の推移から見込んだ人数に対して100%の訪問を目指しております。今後も早期の訪問実施に努めてまいります。

108ページをご覧ください。⑫養育支援訪問事業についてご説明いたします。この事業は養育の支援が特に必要な家庭に対し、指導助言を行うことにより、適切な養育を確保することを目的としております。養育の支援が特に必要な家庭の抽出は、保健師による赤ちゃん訪問や健診、家庭児童相談係への相談や通報等で心配な家庭に対し、支援の必要性について協議する、または本人との面談等により決定いたします。量の見込みは実績に基づいて設定しておりますが、今後も必要な時に支援を行う体制を整え、事業を実施してまいります。

⑬の妊婦検診は、妊娠の届け出をした人に、健診を受け、健康管理が行えるよう費用助成を行う事業でございます。令和6年度より要綱を改正し、妊婦検診の助成回数が14回分から16回分に増えました。年度中の母子手帳交付数を見込み量としております。現在の提供体制で必要な量は確保できると考えております。

109ページの⑭妊婦等包括支援事業についてご説明いたします。令和4年度から実施している伴走型相談支援事業の法制化された事業となり、令和7年度から開始されます。妊

娠時から妊産婦やその配偶者等に寄り添い、面談等の実施で情報把握に努め、育児に関する情報提供や相談に応じることで切れ目のない支援を行うものでございます。量の見込みは、妊娠届け出数の見込みに面談数3回を乗じています。面談は母子手帳交付時と妊娠後期、産後の赤ちゃん訪問時を基本とし、さらに必要な方にはその都度支援をしているため、必要な回数は確保されると考え、見込み量と確保量は同数としております。

⑮の産後ケア事業についてご説明いたします。産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業でございます。量の見込みは、そちらに示している計算方法で見込んでおります。現在市街の5施設と業務委託契約を締結しており、希望した母子全員が利用できると思いますので、見込み量と確保量は同数としております。

110ページの⑯子育て世帯訪問支援事業には、事前に田中委員よりご質問をいただいておりますので回答も併せてご説明いたします。この事業は家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、訪問支援員が訪問して不安や悩みを傾聴するとともに家事や子育てなどの支援を行う事業でございます。

ご質問の内容は「様々な不安や負担を抱えている家庭がある中で、量の見込みと確保量が3人になっている根拠を教えてください」というものでした。この人数の見込み方法は、湖西市で現在把握している要保護要支援児童のうち、この事業の利用が見込まれる実数を見込み量として計上しております。受託可能な事業者は要保護要支援家庭への家事育児支援という点で限られてはおりますが、現在は受託を依頼している事業者がおりますので、確保量は3としております。

こちらについて田中委員はよろしいですか。

(田中委員)

ご説明ありがとうございました。

(事務局 こども未来課)

それでは続きまして⑰の児童育成支援拠点事業と⑱の親子関係形成支援事業についてご説明いたします。この⑰にも田中委員よりご質問がございましたので、回答と併せてご説明いたします。

当課からは⑰⑱の事業内容をご説明いたしますが、現在、国が改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けている事業が6つございます。⑧子育て短期支援事業と⑫養育支援訪問事業、④⑤の一時預かり事業の3つの既存事業に加え、令和6年度より⑯子育て世帯訪問支援事業と⑰児童育成支援拠点事業、⑱親子関係形成支援事業の新規3事業を合わせた6つの事業でございます。この中の⑰児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える児童に居場所となる場所や支援を提供するものでございます。⑱親子関係形成支援事業は、悩みや不安を抱えている親や子に対して、情報提供や相談援助、情報交換の場を設け

る支援を行うものでございます。本市では、新規3事業のうち⑰⑱の2事業は国の取組も始まったばかりなうえ、対象児童もごく少数であると考えられることから、現在のところ計画期間中に実施の予定はございません。しかし新規3事業の中には少数ながらニーズがあると考え、令和7年度からまずは子育て世帯訪問支援事業を開始できるよう整えているところでございます。

田中委員からのご質問内容は、「いじめ防止対策推進条例を制定し、強化していく中で実施の予定はないと報告されているが、すでに居場所がない児童に対してのケアは市として考えられていないのか」というものでございました。しかし先ほど申し上げました通り、児童育成支援拠点事業の目的は養育環境に課題を抱える児童でございます。いじめ等により学校等に居場所がない児童等を対象とするものではございません。児童育成支援拠点事業以外の居場所は、別の取組がございます。これについてはこの後こども政策課からご説明いたします。こども未来課からは以上でございます。

(事務局 こども政策課)

今の田中委員からのご質問への説明に補足させていただきます。児童育成支援拠点事業に関する居場所は今の回答の通りでございますが、それ以外の居場所に関してはこの素案の79ページをご覧ください。居場所づくりというテーマで市が行っている取組や今後行っていく予定の取組を記載しております。

また82ページにいじめ防止に関する事業、83ページに不登校に関する事業を記載しており、79ページ以外の居場所に関する取組も載せております。

こども家庭庁でも、居場所には「居たい場所」、「行きたい場所」、「やってみたいことがある場所」といった幅広い意味合いがあると示されております。湖西市でも現在複数の事業に取り組んでおりますが、これで十分満足できているとは考えておりません。また今年度当初に行ったアンケート結果から得たニーズのみならず今後もニーズ把握に努めてまいります。ここ1～2年で市内でも新たにこども食堂が複数できるなど民間の活動もございますが、行政としても湖西市でどのような居場所があるべきなのか研究して実行に移してまいります。

(田中委員)

ありがとうございました。理解いたしました。

(柴田会長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保について何かご意見・ご質問等ございましたらご発言ください。

(柴田会長)

最初にわたくしから申し上げます。先ほど105ページのファミリー・サポート・センター事業での病児保育は当面取り組まないのだとお察しいたしますが、令和10年度の確保量がいきなり480になっております。これはどのような計画なのですか。

(事務局 幼児教育課)

105ページの下の確保方策にも計算式を掲載しておりますが、新規に開設を予定する民間の保育園に併設する形で病児保育事業所の事業を開始する想定で、1日あたり2人で月に20日間稼働した場合の12か月を積算すると480人日になるという確保量の想定でございます。

(柴田会長)

わかりました。ありがとうございました。

他にはいかがですか。

もう1つ教えてください。101ページの放課後児童クラブは、令和9年度までの当面は待機児童がおられますが、現実問題として待機児童の方はどのような状態で待っておられるのですか。

(事務局 教育総務課)

今年度、申込時に利用ができず待機児童となった方の出た校区が3つございました。令和7年度以降の対策と併せて、この令和6年度中にわずかでも対処できないかと考え、夏休み専用のクラブを開設し、選から漏れた方に個別にご案内を差し上げました。総数で77人の待機児童がおられましたが、ご利用の希望があったのは7人でした。現実的にはご家庭で対応されている場合や、正確に把握しておりませんが真に利用の必要はなかったご家庭も含まれているのではないかと考えております。今回の待機児童の発生を踏まえて長期休暇だけ利用したい方が全体の4割程度おられる状況も今回の計画の中で把握できました。そのため常に利用したい方と長期休暇のみ利用したい方とを棲み分けすることによって定員の確保を図っていくことを考えております。

(柴田会長)

ありがとうございました。対応できないわけではないができれば預けたいという方がおられるのですね。わかりました。ほかにご質問はございませんか。

それでは次に進めます。議題(2)「湖西市こども計画の素案について」です。

こちらでも本日の会議に先立ち、事前質問をいただいております。まずこども政策課から事前質問への回答と併せて順にご説明いただき、その中で事前質問の回答箇所は担当課からご説明をお願いしております。それではこども政策課から順にお願いいたします。

(事務局 子ども政策課)

それでは第1章からご説明いたします。素案の1ページをご覧ください。

第1章は、「計画策定にあたって」としまして、子ども基本法や子ども大綱など国の動向について触れ、湖西市子ども計画を策定する経緯や目的について説明しております。

この中の4ページに記載のある子ども大綱の記述に対して大田委員からご質問をいただいております。放課後児童クラブを担当する教育総務課から回答させていただきます。

(事務局 教育総務課)

いただいたご質問は、障がい児の利用者への対応と理解しております。回答欄への記載の通りでございますが、児童の多様性は様々多岐にわたり、なおかつ特性を持つ児童の数も増えている現状がございます。放課後児童健全育成事業は対象とする児童に同様に展開されなければなりません。一方でクラブは集団活動であるという面から、衛生管理や安全対策に努めなくてはならず、他の児童に危険を及ぼす行為、行動が見られる場合には、安全確保の観点からクラブ運営者としては対策を講じなくてはなりません。

現状では、こうした児童へは支援員を増やすなどクラブで対応をいただいておりますが、決定的な解決策は見いだせておらず、ご苦労いただいている状況でございます。

市としては、クラブの運営に関わる支援員・補助員にこうした児童の特性や対応方法を理解いただくよう、県の研修又は市の他の課で実施している研修に参加していただき、支援員の皆様のこれまでの経験に加えて、知識、技術の向上に努めていただけるようサポートしてまいります。

大田委員はいかがですか。

(大田委員)

ありがとうございます。60ページにも児童発達センターの設置のことが記載されておりますが、これは公共事業としての設置なのですか。私たちも放課後児童クラブを運営していく中で、事前に障がいの有無を確認させていただいておりますが、入所していただくから重度の多動や他の子への暴力等が昨年あたりから多発しております。支援員の方々にもいろいろな勉強はさせていただいておりますが、追いついていけないのが現状でございます。昨年も市にいろいろと相談させていただきましたが解決策は見つかっておりません。しかし保護者の方・市の両者に相談してもそれぞれ「預かってほしい」と言われるのが現状でございます。そのお子さんにどのように対応したらいいのかとても悩んでおります。これは私たちのクラブだけなのでしょう。いろいろな事業所が障がい児を受け入れる施設を運営されていると存じますが、市にもこのような現状を専門の方に相談して知っていただいたうえで対応していただくことに迅速に取り組んでいただきたいです。

また心理士等にきていただき、その子に合った支援についてご助言いただきたいです。専門の事業所に申し込んだところ1か月待ちだと言われたとうかがいました。相談支援事業

としてもっと早く申し込みをすればそのような施設に通所できるよう迅速に対応できないのか確認したいです。

(柴田会長)

この話は放課後等デイサービス事業との関連でご発言されておりますか。

(大田委員)

はい。先ほど回答にあった研修は今年も1度実施していただき、とても分かりやすかったのですが、もう少し増やしていただきたいです。また60～61ページに記載されている取組で、もっと迅速に対応していただきたいです。それから発達支援センターは公共事業として設置されるのか、取組No. 57のような補助金を出して民間事業者に委託するのかを教えてくださいたいです。

(柴田会長)

ありがとうございます。行政として放課後等デイサービス事業に何か関わっておられますか。

(事務局部長)

この件の所管は地域福祉課の障がい担当ですがこどものことでもあり、こども未来課も無関係ではございませんのでお答えいたします。

障がい児の計画の中には児童発達支援センターを設置していくことが記載されておりますので、今後の話として担当課の念頭にはあると存じます。いろいろなスキルを身に付けていただくために必要な研修等を行政が支援することは予算の都合等もございしますが可能であると思います。市が委託している放課後児童クラブで障がい児の対応にお困りの事態が現に起こっておりますので、十分に対応していかなければならない段階であるとは思っております。ただ、なかなか進まないという点をご理解いただきたいです。

(柴田会長)

私の理解不足なのかもしれませんが、放課後児童クラブでは障がい児が混乱してしまうことが発端となって、放課後等デイサービス事業が始まったのではないですか。いろいろな事業所がこの事業を乱立させたために、浜松市などでは混乱をきたしております。湖西市には放課後等デイサービス事業の拠点はありますか。

(事務局 部長)

細かいことはお答えできませんが、障がい児についての課題があることは十分承知しております。また放課後等デイサービス事業の事業所もございします。行政の担当も様々な職種

の職員と、ご家庭やお子さんについての状況を見て話し合い、そのような事業所につなげられるものはないでおります。

(柴田会長)

わかりました。浜松市では50～60もの事業所が乱立し、利用の仕方についていろいろな問題が起こっているようでございます。放課後等デイサービスは障がいのある方に特化しているため、そちらへ行くことになっているのかと思っておりましたが、一般の放課後児童クラブでもまだ受け入れられているものと想像しております。今後、児童発達支援センターでの支援ができるようになるとよいと感じました。

他にご質問への答えはございますか。

(事務局 こども政策課)

それでは説明を続け、それに応じていただいている質問にもお答えしてまいります。

6ページをご覧ください。計画の位置づけの中で「法令等の根拠」として、湖西市こども計画が包含する計画を列記しております。湖西市こども計画は、これらそれぞれの計画としての意味を持つものとして策定いたします。現在運用中の第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画は、このうち「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「母子保健計画」「新・放課後子ども総合プラン」の4つを包含するものでありましたが、今回のこども計画ではさらに5つの計画の内容を含むものとして策定いたします。

続いて7ページをご覧ください。こども計画は、自治体のこどもに関連する施策を網羅的に掲載するものとされておりますので、市の最上位計画である総合計画はもとより、市のような個別計画に横串を指すような関係性を持ち、国の各種法律の他、県のこども計画を勘案して策定いたします。

計画期間はこども大綱に合わせ、8ページにありますように令和7年度から11年度までの5年間といたします。

こども計画策定に向け、9ページにありますような意見聴取をいたしました。こども基本法の定めに従い、こども施策の策定・実施・評価にあたり、この結果を反映させてまいります。

続いて10ページからは第2章に入ります。「こども・若者を取り巻く環境」では、まず統計データからみる湖西市の現状、続いてアンケート等の意見聴取の結果について示しております。

現状とアンケート結果全体についての説明は今回省略させていただきますが、委員から質問をいただいておりますので、ここで回答させていただきます。

まずは湖西市の現状として、16ページの不登校の状況について、柴田委員から質問をいただいております。担当は学校教育課でございますが本日出席しておりませんので、代読させていただきます。

いただいたご質問は、「いじめ・教室の問題・学校不信等不登校の理由は把握できているのか。理由を把握して、多いものは解決が必要だと思う。」というものでございます。

学校教育課からの回答は、「不登校の理由は様々で複合的なことも多い。学校では教員が該当児童生徒を支援する・保護者と連絡を取り合う等の中で不登校の理由の聞き取りに努めている。」というものでございます。柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。回答を伺い理解いたしました。大人も働きたいと思える職場づくりをしておりますので、学校も子どもたちが通いたくなる学校づくりをするべきでございます。湖西市の中学校に足を運ぶ機会がございましたが、お手洗いや校舎が古い印象でございました。そのような環境面も含めて今一度通いたくなる学校づくりについて見直す必要があると感じました。

(事務局 子ども政策課)

ありがとうございます。今のご意見は学校教育課にお伝えいたします。

続いて27ページでございます。行政に望む子育て支援のうち、子育ての経済的負担の部分でございます。同じく柴田委員からご質問をいただいております。こちらは子ども政策課から回答させていただきます。

ご質問は「選択肢にはなかったと思うが、金銭を直接振り込む形や金額の軽減も必要だが、負担手段として市内の食事券や買い物券等官民一体の取り組みの方がこどもも使え、民間事業にもよいのではないか」というものでございます。

子ども政策課からの回答は、市の中にいろいろある補助金や助成金は、その多くが法律等で現金等での支給を指定されております。一部市の単独事業として進めているものの中には、そのような指定はないためご提案のような手段に対応できるものもございます。湖西市では、市外への所得の流出を大きな課題としてとらえ、職住近接の取り組みをしておりますので、市民や企業・商店のニーズ、コスト等を調査したうえで実施の可能性を今後検討してまいります。柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。

(事務局 子ども政策課)

続いて34ページの「普段の暮らしの中で、こどもの意見を聴いてもらえていると思うか」というアンケート結果について、柴田委員から質問をいただいております。

こちら子ども政策課から回答させていただきます。

ご質問は「15歳から34歳のアンケートで、聴いてもらえないと思うという回答が52.

1%と過半数を超えていることは無視できない。誰がどこでどのように聞いて意見を受け入れるか明確にするべき」というものでございます。

回答はこちらにある通りでございますが、このようなこども・若者からの意見聴取や政策反映は令和5年4月に施行されたこども基本法で規定され、それから国が推進し始めた取組でございます。湖西市では「聴いてもらえている」が47.9%でございますが、95ページを見ていただきますと、国の調査では20.3%でございます。国よりは高い数値であるものの市としてはこれを70%まで上げることを目標に取組を進めてまいります。

具体的には51ページにある取組を進めていくほか、現在は一部である各会議体への委員としてのこども・若者の参画を進めるとともに、アンケートにより把握した課題に対してどのような対策をとるのかを考えてまいります。大事なのはどのように意見を反映したのかをこども・若者にフィードバックしていくことだと国も示しておりますので、そのような仕組みづくり等を実証してまいります。柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。この一覧にある取組には知らなかったものもございます。もう少しみんなが日常的に簡単に口コミできるようなシステムがあるといいと感じました。

(事務局 こども政策課)

ありがとうございます。市のサイト等のツールを使えばアクセス可能でございますので、検討を続けてまいります。

それでは説明に戻ります。これらのアンケートにつきましては、37ページに結果から見える市の課題についてまとめております。また、これらの課題に対して市が実施する取組の掲載ページをそれぞれ示しております。このような意見聴取は、来年度以降も様々な形で実施し、市民ニーズの把握、取組の効果検証・改善に繋げてまいりたいと考えております。

続いて43ページからの第3章では、44ページの冒頭に計画の基本理念を示しております。

市町村が勘案すべき、こども大綱が目指す社会の姿としての「こどもまんなか社会」と、県こども計画の基本理念がございますが、湖西市の基本理念は、「ずっとしあわせ♡こさい」副題として「こどもも、若者も、家族も、みんなが Well-being」といたしました。

また、この基本理念に基づいて実施する施策によって実現するビジョン(あるべき姿)は、こども・若者と保護者等の子育て当事者それぞれに設定いたしました。こども・若者のビジョンを「すべてのこども・若者ひとりひとりが思う幸福な生活を実現し、みらいへの希望を抱くことができる」、子育て当事者のビジョンを「親になることに夢や希望をもち、子育てやこどもの成長に安心と喜びを感じるができる」といたしました。

まず、基本理念についてご説明いたします。これは、副題にあり、下に説明もある「Well-being」を、こどもも理解できるように表現したものでございます。ウェルビーイングはこ

ども大綱の中で「ウェルビーイングで生活を送ることができる社会」が「こどもまんなか社会」であると解説しておりますので、重要なキーワードであると捉えました。この言葉が表す「持続的な幸福」を、こどもにもわかりやすく表現できるシンプルなものとして「ずっとしあわせ」としました。

副題については、保護者だけでなく、祖父母やきょうだいなど、こどもの生活に近い人たちすべてを含む、という意味で「家族」としました。

こども・若者のビジョンにつきましては、こども大綱の中で「こどもまんなか社会」を具体的に説明する表現として使用されている「個性や多様性の尊重」「自分らしく、一人一人が思う幸福な生活」という表現を採用いたしました。また、県の基本理念の中でも「自分らしく」という表現を使っております。それから30ページにございますが、市が実施した小5・中2や若者へのアンケート結果の中で、将来や進学・就職に対する悩みが群を抜いて高かったことから、不安を軽減し未来へ希望を抱ける湖西市であるべきだと考えました。

それから子育て当事者のビジョンは、こども大綱の中にこどもまんなか社会の具体的な説明としての「誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる」という表現がございます。結婚し、こどもを産み、育てたいという個々人の主体的な望みを妨げることがないこと、また保護者へのアンケートで子育ての悩みや不安が多岐にわたる結果となっていることから、人それぞれ様々な悩み・不安を多く抱えている現状が軽減され、子育てがポジティブになれば子育てによるこどもの成長はプラスのスパイラルを生むと考え、このような表現といたしました。

この基本理念を湖西市のこども施策に広く浸透させ、二つのビジョンを実現させていくよう、計画を推進してまいりたいと考えております。

そのための取組は、45ページ以降のようにこども大綱が示す重要事項の区分に合わせて体系化しております。第4章では、湖西市が現在実施し、又は予定しているこども施策の取組を掲載しております。複数の重要事項に共通する取組もあり再掲しているものも含めると、全237の取組がございます。なお、アンケート調査の中の「行政に望む子育て支援」の回答結果で特にニーズの高かった子育て支援に対応する事業には★印を付けております。

個別の取組については前回会議の議題としておりましたので、全体の説明はいたしません。こちらにも質問をいただいておりますので、ここで回答させていただきます。

最初に71ページのNo. 110の「産後ケア事業の実施」について、柴田委員からご質問をいただいております。担当のこども未来課から回答させていただきます。

(事務局 こども未来課)

柴田委員からのご質問は「産後ケアは産後の母体の状態やこどもの状態によって利用の可否が判断されるのではなく誰でも使いたいときに使えるのか」というものでございます。

お答えとしましては、令和5年の6月30日付でこども家庭庁から通知があり、産後ケア事業の対象者が「産後ケアを必要とするもの」と要綱も改正されました。そのため現在対象

者の条件は特にございません。ご本人が必要だと思えばどなたでも利用可能でございます。
柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。

(こども政策課)

続いて、72ページ、No. 120の地域子育て支援拠点（子育て支援センター）についても柴田委員から質問をいただいております。担当のこども未来課から回答いたします。

(事務局 こども未来課)

お答えいたします。ご質問は「支援センターは乳幼児しか遊べないことが問題である。例えばママが1人で5歳と1歳の子を連れてくる場合上の子は遊ばず、結局利用できないため乳幼児以外も利用できる工夫を」とのことでした。

地域子育て支援拠点事業の実施要項では「主として概ね3歳未満の児童及び保護者が対象」とされております。しかし本市では、子育て支援センターは就学前までのお子様を対象として遊び場を開設しております。玩具の選定や配置等は乳幼児が安心して楽しく遊べるような内容になっておりますので、乳幼児向けの内容ではございますが、ご兄弟で小学生以上の方が一緒にご来訪される方もございます。その場合は一緒にご利用いただいております。柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。浜松市や豊橋市には大きなこども館があり、それらはこどもの幅広い年代が遊べるようになっております。そこは土日に行くとなかなか混雑しており、入れないという声も多数聞いております。湖西市にもそのような施設があるといいと思っております。予算等大変だとは存じますが、5～10年先を見越してご検討いただきたいです。

(事務局 こども政策課)

続いて76ページのNo. 140「特色ある学校づくり」については学校教育課が担当ですので、私から回答を代読させていただきます。

質問内容は資料にある通りでございますが、回答といたしましては、「湖西市では特色ある学校づくりとしてこのような体験活動等地域を生かしたものを実施する」とのことです。ここにいくつも例が挙がっておりますが、様々な取組を学校ごとに実施しているということです。取組の成果として地域の人・もの・自然・伝統文化に触れることで湖西市の良さを再発見して、郷土愛の育成につながっていくことが挙げられるとの回答でございます。

柴田委員の質問の意図と回答に少しずれがあるかもしれませんが、柴田委員はいかがですか。

(柴田委員)

質問の意図は活動単位の話ではなく、学校の教育方針レベルの話でございましたので、確かにご回答はずれております。教育方針レベルでの差別化を図る計画は特にないということですか。

(事務局 こども政策課)

学校教育課の回答は以上でございますので、再度柴田委員のご質問の意図を学校教育課にお伝えいたします。

(柴田委員)

ありがとうございます。豊橋市では全国初で英語イマージョン教育が行われており、それを目指してその地域に移住されている話を聞いております。湖西市でも移住のきっかけになると存じますので、ご検討をお願いいたします。

(事務局 こども政策課)

担当の学校教育課にお伝えいたします。ありがとうございます。

続いて78ページの事業8「家庭、学校、地域等が連携した食育の推進」について、柴田委員から質問をいただいております。教育総務課から回答させていただきます。

(事務局 教育総務課)

柴田委員から頂いた食育に関するご質問ですが、まさしく柴田委員のご意見のとおり、「食」に関する知識、「食」を選択する力を養い、正しい食習慣を身に付けることは若いうちに育むべきものだと存じます。そのため学校給食は最適な場であると考えております。

現在も給食の献立や食材に関して給食だより、校内掲示物、校内放送を通して子どもたちに知識を深めてもらうことや、地場産品や和食・中華などに特化した献立を多様に取り入れ、実際に食べて「食」を学べるよう努めております。

令和9年4月には学校給食センターが開設される予定でございます。当該施設では、施設見学や職場体験等の機能も持たせる予定でございます。そのような場でまず「知識」を一層深めてもらうよう取り組んでまいります。また運営事業者からは例えば一流シェフが監修する献立の提供等のご提案もいただいておりますので、事業者とも連携して一層「食」の学びを深めていけるよう取り組んでまいります。柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。

(事務局 こども政策課)

続いて79ページの162No.「子ども会」について柴田委員からのご質問です。担当はスポーツ・生涯学習課ですので、私から回答を代読させていただきます。

ご質問は「役員の負担等について今一度運営や内容を見直すことを検討してほしい」というものでございました。

回答としまして「子ども会は湖西市子ども会連合会や地域の地区ごとの活動のため、市が運営の内容を見直すことはできませんが、少子化による子ども会の統合や地区によっては子ども会の休会・廃止しているところがあると伺っております。湖西市子ども会連合会にはこのようなご意見があったことをお伝えいたします。」とのことでございます。子ども会の運営自体を市のスポーツ・生涯学習課が責任を持っているのではなく、あくまで支援をしているという位置づけでございますので、このような回答になっております。柴田委員、いかがですか。

(柴田委員)

ありがとうございます。

(事務局 こども政策課)

続いて93ページのNo. 230「ひとり親家庭日常生活支援事業」について、大田委員から質問をいただいております。担当はこども政策課ですので、回答させていただきます。

「支援事業を利用されているご家庭はありますか。事業を情報提供されていますか」とのご質問でしたが、現在この事業は湖西市ひとり親寡婦福祉会という団体に業務委託して新事業を実施しております。このサービスの利用は登録制でございますが、今年度は12人が登録をしております。この事業の拠点施設は1施設で、鷺津地区にある個人宅の敷地内にある建物でございます。また支援者の方々が少人数であるため利用者の拡大が困難であることから、積極的な情報を発信できていないというのが実情でございます。大田委員、いかがですか。

(大田委員)

記入し忘れたことがございます。どのような内容の支援ができるのですか。日常的な鍵の支援等も可能ですか。ひとり親家庭の小学校低学年の子が、兄弟2人でお米等を買っているのを見かけたことがございます。そのようなところにもっと情報を発信して利用できるようにしていくことができないのかと思い、質問いたしました。

(事務局 こども政策課)

ありがとうございます。それでは説明に戻ります。

素案の95ページをご覧ください。95ページには、国がこども大綱で設定しているアウトカムの数値目標と、近い条件で調査した湖西市の現状値と目標値を示しております。これらの数値がこども計画全体を評価する数値でございます。

また、先ほどの全237の取組についても、国が示すこども計画策定ガイドラインに基づき、取組の性質に応じて定量的又は定性的な目標を設定しております。こちらは、ページ数の都合上別紙としております。お手元のA3横の資料になりますが、こちらも来年度以降、毎年評価・効果検証の対象となります。

続いて113ページの第6章でございます。計画の推進体制でございます。

計画の策定も大事ではございますが、ビジョンの実現に向け、策定した取り組みを着実に実施してまいります。

計画の推進については、本子ども・子育て会議も推進体制の主軸となりますが、現在の第2期の子ども・子育て支援事業計画に比べ、対象とする法律や計画が増え、守備範囲がかなり拡大していることから、新たな合議制機関の設置についても検討しているところです。近いうちに結論を出してご報告させていただきたいと考えております。

また、計画の推進にあたり、計画やこども施策の市民への周知と、広くこども・若者の声を聴いて施策に反映していく旨も追加して表現したいと思っております。

それから進行管理として、先ほどの新たな合議制機関も関連させつつ、この子ども・子育て会議を中心に、PDCAサイクルを確立してまいります。

また計画は毎年評価・検証を実施し、年度ごとに設定した目標の達成状況を確認して、必要に応じて見直しを行ってまいります。

以上、湖西市こども計画は全6章で構成されております。

なお、現在全体で115ページに至る内容になっておりますが、当初は110ページ以内で作成する予定になっておりました。印刷も含めて委託事業者との契約や予算上の都合もありますので、万が一どうしてもページを削減しなければならなかった場合には、第2章のアンケート結果の掲載を必要に応じて削減し、アンケート結果のすべてを公開している市公式ウェブサイトへ案内する二次元コードを表示するなどして対応したいと考えておりますのでご了承ください。

今後のスケジュールですが、12月2日から27日まで、パブリック・コメントを実施します。パブリック・コメントは、計画案を市公式ウェブサイトや公共施設で市民に公開し、意見を求めるものです。寄せられた意見は、必要に応じて計画に反映してまいります。

本日の会議で頂いた意見等は必要に応じて反映し、また字句の修正などの微調整をこの後行いますので、修正が済んだ計画案を委員の皆様にはメールで配布させていただきます。その計画案をパブリック・コメントに使用いたします。

パブリック・コメントののち、2月4日に第4回の子ども・子育て会議を開催いたします。ここで会議としましては最終の計画案の承認についてお諮りします。承認をいただきまし

たら、これを市長にご確認いただき、決裁を受けてようやく計画が成立となります。

以上、素案の各章と、今後のスケジュールについてご説明させていただきました。

(柴田会長)

ありがとうございました。委員の皆様から何かご質問等はございますか。よろしいですか。では議題の(2)はこれで終了いたします。

次は議題の(3)「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」です。こちらは所管である幼児教育課よりご説明をお願いいたします。

(事務局 幼児教育課)

子ども・子育て支援法(第31条第2項、第72条第1項第1号)によりますと、幼稚園、保育所、こども園等の利用定員を定める場合、子ども・子育て会議の意見を聴くことと規定されているため、今回、議題とさせていただきます。

ヒーローズこさい保育園を運営する株式会社ヒーローズホールディングスから保育所型認定こども園への令和7年4月の移行について申し出がございました。

市内の認定こども園はすべて「幼保連携型」ですので、湖西市では「初」の「保育所型認定こども園」ということとなります。

幼保連携型は「幼保連携型認定こども園」としての県知事認可を受けた施設で、法的には「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置づけされ、原則、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが必要です。

一方保育所型では、「保育所」としての県知事認可と「幼稚園機能を有する」ことの認定を受けた施設であり、法的には「児童福祉施設」に位置づけられ、「学校」としての法的位置づけはありません。また、保育士資格に加え、幼稚園教諭免許状の保有が望ましいとされてはおりますが、必須とはなっておりません。

認定こども園の目的は、「小学校就学前のこどもに幼児教育と保育を一体提供すること」、「地域における子育て支援を行うこと」の2点で、こども園として必ず備えなければならぬ機能とされております。教育と保育を一体提供する大きなメリットは、「保護者の就労の有無に関わらず利用できる」ことです。保育所におきましては、保護者が何らかの理由により離職しますと、保育の必要がないということで保育所を退園し、その後に幼稚園へ通う場合は他園へ転園しなければなりません。しかし、認定こども園の場合は、保育部から幼稚園部へ認定変更すれば済むため、他園へ転園する必要がないといったメリットが期待されております。

続いて利用定員設定でございます。

保育施設の利用定員を定める場合は、歳児別に子ども1人当たりの『面積基準』が設定されております。2歳以上の子ども1人当たりにつき1.98㎡、2歳未満で匍匐をすることも1人当たりにつき3.3㎡の確保が必要となります。各保育室の有効面積を歳児別基準面

積で割った数値を目安として、施設面積、保育士の配置、園の適正な運営等、さまざまな検討を重ね、定員を設定しております。

利用定員の1号（教育認定）が、今回のこども園移行により新たに設定する幼稚園に当たる部分で「3人」、2・3号（保育認定）は保育所に当たる部分で「138人」で、全体では「141人」の施設となります。

続いて開園時間等でございます。

認定状況によって、1号・2号・3号それぞれの開園時間及び休園日が異なります。基本的に、1号認定は幼稚園、2・3号認定は保育園と同じ利用時間と休園日になります。

なお、本資料の内容は今後の設置者との調整により変更となる場合がございますので、その場合には、改めてご報告させていただきます。以上でございます。

（柴田会長）

ありがとうございました。只今ご説明のありましたヒーローズこさいこども園の利用定員の設定について何かご質問はございますか。よろしいですか。

本日はご説明を受けながら、全体を見ますと膨大な量の事業がございますので、改めて何か感じたことやご質問のある方がおられましたら、ここでお伺いしますがよろしいですか。

また会議終了後帰ってから資料を見てお気づきの点がございましたら担当課にご連絡ください。

それではこの議題についての協議を終了いたします。本件につきましては、事務局は県への報告等法律に基づいて適切な処理をお願いいたします。

以上、本日の議題についての審議はこれで終了いたします。皆様大変貴重なご意見をありがとうございました。また、会議の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しします。

（事務局 子ども政策課長）

ありがとうございました。

ご確認いただきました議題等につきましては、本日のご議論を踏まえて進めてまいりますので、引き続きご意見・ご協力の程よろしくをお願いいたします。

次に、次第の3「その他」でございます。

事務局からお願いします。

（事務局 小笠原）

よろしくをお願いいたします。その他としては3点ございます。

新所子育て支援センターの利用開始についてのご説明と、事務連絡として次回の会議について、それから委員報酬についてのご案内をさせていただきます。

それでは、1点目の新所子育て支援センターの利用開始について、担当のこども未来課よ

りご説明いたします。

(事務局 こども未来課)

新所子育て支援センターの概要と利用開始についてご案内いたします。

公募によって愛称は「にこりん」となりました。市内2つ目の地域子育て支援センターとして令和7年1月にオープンします。対象は主に就学前のお子さんとその保護者の方で、市外の方も利用できます。センターでは遊びの広場のほか子育て相談や子育て関連の講座、預かり保育などを行います。またこのセンターでは発達に関する相談支援機能を付加しているという特徴を持ち、常駐するスタッフは遊びの広場の運営と併せて市内の幼稚園やこども園、保育園等と連携しながら、発達に関する相談や支援を実施してまいります。園からの相談などに即時性を持って対応するために園の開園日に合わせ、センターの開館日を平日とし、土日祝日が休館日となっております。ただし休日の利用や相談の希望にも対応していくために、イベントや講座、相談会などを土曜日に開催すること等も検討しているところでございます。今後、新居の「のびりん」の休館日である月曜日に新所子育て支援センターを開館することで、一週間を通してどの曜日でも市内のどちらかの子育て支援センターが開館していることにしております。

現在は工事が間もなく完了予定で、1月11日土曜日にオープン記念イベントを開催し、お休みを挟んだ14日火曜日から通常会館とする予定で準備を進めております。以上でございます。

(事務局 小笠原)

続いて、事務連絡が2点ございます。

1点目は、次回の会議についてです。

日程は2月4日火曜日の10時～11時半を予定しておりますので、皆様ご出席をお願いいたします。会場は、今回と同じで、市役所3階の委員会室を予定しております。なお、正式な出席依頼通知は後日メールでお送りいたします。

会議の議題は、「こども計画のパブリックコメントの結果報告」と「こども計画の評価と効果検証の方法について」を予定しております。

事前にメール等で皆様に情報提供させていただきながら、当日はスムーズに進行できるようにしたいと思いますのでご協力の程よろしく申し上げます。

2点目は、委員報酬のお支払いについてです。

本日の委員報酬につきましては、登録いただきました口座に来月中にお振り込みさせていただきます。委員報酬について、個別の対応をご希望の方は会議終了後に事務局までお申し出ください。

ここまでの説明で、何かご質問などはございますか。

ありがとうございました。わたくしからは以上です。

(こども政策課長)

本日の議題は以上でございます。本日は長時間にわたってご議論いただきありがとうございます。以上をもちまして、令和6年度第3回湖西市子ども・子育て会議を閉会します。ありがとうございました。